

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第8条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第14条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備 考：